

## 第 17 回 柏市農業委員会総会議事録

1 令和 4 年 1 2 月 9 日(金) 柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長 染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所 別館 4 階 第 5 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

### < 農業委員 >

1 番	金 子 幸 司	2 番	酒 卷 寿 雄
3 番	遠 藤 秀 生	4 番	大 宮 茂 男
5 番	成 嶋 君 美	6 番	飯 野 文 夫
7 番	坂 卷 洋 行	8 番	石 井 マサ子
9 番	岡 田 英 夫	10 番	寺 島 和 彦
11 番	村 越 等	12 番	橋 本 英 介
13 番	谷 田 貝和代	15 番	染 谷 茂
16 番	山 崎 明 久		

16 名中 15 名出席

### < 農地利用最適化推進委員 >

21 番	大 塚 信 幸	23 番	木 村 寿
30 番	砂 川 晴 彦		

15 名中 3 名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

14 番	平 川 徹	17 番	友 野 博 之
18 番	小 川 克 己	19 番	栗 原 豊
20 番	染 谷 織 恵	22 番	豊 田 佐智子
24 番	関 根 勝 敏	25 番	濱 嶋 静
26 番	富 澤 英 三	27 番	林 敏 夫
28 番	飯 田 利 明	29 番	石 井 一 美
31 番	坂 卷 儀 治		

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 寺 嶋 浩

次 長 杉 浦 清  
副主幹 原 田 圭 介  
主 事 茨 木 健 亮

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その3）
- 議案第 5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- (4) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (5) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

**議長** ただいまより第17回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中15名、推進委員15名中3名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

**議長** 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** それでは指名をいたします。

橋本英介委員，谷田貝和代委員，よろしく願いいたします。

次に、日程2 一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

今月の担当は、第1調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、成嶋委員長，よろしく願いいたします。

**成嶋委員長** 農地第1調査会は、去る12月5日，6日，令和4年度第9回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第5条8件，農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願1件，主たる従事者証明2件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和4年8月に開催された第13回総会の議案第1号から2号の10件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

それでは、日程3 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは審議に入ります。

1番から5番につきましては一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 1番から5番について、ご報告します。

調査会資料は、3ページからになります。

本件は、売買を伴う、貸病院用地への転用許可申請です。

申請地は、●●●の●●筆、●、●●●㎡です。

市街化区域から500mの区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は不動産業等を営む法人で、●●●●●●●からの要望を受け、譲受人が病院の増築を行い、建築後は●●●●●●●へ賃貸する計画に至ったものです。

計画内容は新たな病棟の建築に加え、20台分の病院関係者用駐車場を設け、場内は砕石敷きとします。

被害防除対策として、上水道は既設病院の受水槽から引き込み、下水道は市道内の污水管へ接続し放流します。雨水は雨水制御施設を設置しオーバーフロー分は水路へ放出します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番から5番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1番から5番を承認いたします。

次の審議に入ります。

6番について調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 6番について、ご報告します。

調査会資料は、8ページからになります。

本件は、賃貸借権の設定を伴う、貸駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、●●●の●●●筆、●、●●●㎡です。

市街化区域から500mの区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は不動産業を営む法人で、近接する医療施設利用者の駐車スペースが不足している周辺事情を鑑み、新たに貸駐車場を整備することで地域の需要に応えようと計画に至ったものです。

場内は浸透舗装とし、西側、南側の隣接地との境界にはフェンスブロックを新設し、北側はブロック土留めを新設します。

また、南側部分の一部で病院と接続します。

雨水、排水は自然浸透とします。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**酒巻委員** 酒巻です。

11ページの土地利用計画図で、今回の申請地の隣に駐車場がありますが、この駐車場との行き来はできるようになるんですか。ここも病院が利用している駐車場だと思うんですけど。

**成嶋委員長** この駐車場は、現在医療施設関係者の駐車場として利用されていますが、今回の工事では車両が駐車場内を行き来できるようにはなりません。ただし既存の駐車場から医療施設への通路として人が通り抜けすることはできるようになります。

**議長** よろしいですか。

**酒巻委員** はい。わかりました。

**議長** そのほかはございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、6番を承認いたします。次の審議に入ります。

7番から8番につきましては一体の事業となりますので一括して調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 7番から8番について、ご報告します。

調査会資料は、12ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定を伴う、農地造成の転用許可申請です。

申請地は、●●の●●筆、合計●、●●●㎡です。

農用地区域内の農地です。

申請地は水はけが悪く、耕作しづらいという所有者からの相談を受け、今回の造成計画に至ったものです。

工事車両の進入路出入口部分には鉄板を敷き、工事完了後は速やかに撤去します。

被害防除対策として、隣接農地との境界に小堤を設け、雨水等の流出を防止します。

工事中は外周をトラロープで囲い、土砂等の搬出入の際は誘導員を配置します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

7番から8番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**村越委員** 村越です。

水はけが悪くて造成するとありますけど、田の所有者も造成して畑にするということですか。

**成嶋委員長** はい。そうです。

**村越委員** わかりました。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、7番から8番を承認い

たします。

次の審議に入ります。

9番について調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 9番について、ご報告します。

調査会資料は、18ページからになります。

本件は所有権移転を伴う、資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は、●●●の●●●筆、合計●、●●●㎡です。

甲種農地・第1種農地・第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、建設業を営む法人で既存施設が手狭となり、新たに資材置場が必要となったため今回の計画に至ったものです。

計画内容は、保管車両としてダンプ10台、ユンボ8台、従業員車両15台、保管資材は砕石、砂、工事看板、カラーコーン等を予定しています。

被害防除対策として、場内はアスファルト舗装とし、雨水は自然浸透とします。

周囲は万能鋼板で囲い、土砂等の流出等を防ぎます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

9番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**山崎委員** 山崎です。

この場所は●●●のどの辺りになりますか。資料の地図だとわからなかったのを教えてください。

**酒巻委員** 県道●●●●●●にある●●●●●●●●●●●●●●の横の道路を入ったところです。

**山崎委員** わかりました。ありがとうございます。

**議長** そのほかございませんか。  
はい、どうぞ。

**酒巻委員** 酒巻です。

資料の21ページの土地利用計画図に倉庫2台とありますが、これはコンテナハウスのような物ですか。

**成嶋委員長** いいえ。これは簡易物置のようなものです。

**酒巻委員** わかりました。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、9番を承認いたします。  
次の審議に入ります。

10番について調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 10番について、ご報告します。

調査会資料は、22ページからになります。

本件は、賃貸借権の設定を伴う、資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は、●●の●●筆、合計●, ●●●㎡です。

甲種農地・第1種農地・第3種農地のいずれにも該当しない生産性

の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、舗装工事等を営んでおり、既存車両置場からの退去依頼があったため新たに車両置場が必要となり、今回の計画に至ったものです。

計画内容は、場内は砕石敷きの土転圧し、保管する車両はトラック、重機を運ぶ回送車、給水車が計8台、社員及び来賓用車両置場が13台、トレーラー1台を予定しております。

被害防除対策として、雨水は浸透枿を13か所設置し、周囲には目隠しフェンスを設け、土砂等の流出等を防ぎます。

なお、工事中は出入り口にガードマンで配置し、安全対策を講じます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

10番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**村越委員** 村越です。

資料の25ページの計画図で斜線以外の部分の土地は何でしょうか。

**成嶋委員長** この部分は宅地で、自宅と倉庫が建っています。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、10番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは審議に入ります。

1番について調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 1番について、ご報告します。

調査会資料は、26ページからになります。

本件は、地目変更登記するための、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明の申請です。

申請地は●●●の●●筆の合計●●●㎡で、現況は宅地です。

申請者は、昭和●●年●月、相続により所有権を取得しましたが昭和●●年から宅地として使用していたとのことです。

昭和55年撮影の航空写真が添付されており、農地法所定の許可を得ないまま、20年以上宅地として利用されていると判断できます。

この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分は受けておりませんが、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、第1調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。

議案第 2 号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を、成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 1 番について、ご報告します。

調査会資料は、28 ページからになります。

本件は、豊四季在住の方が、生産緑地法第 10 条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取を申し出するための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、●●●の●●●筆の合計●、●●● m<sup>2</sup>です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない主たる従事者が死亡し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったため

す。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査を実施し，審査したところ，第1調査会としては，承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので，1番を承認いたします。次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を，成嶋委員長お願いいたします。

**成嶋委員長** 2番について，ご報告します。

調査会資料は，30ページからになります。

本件は，塚崎在住の方が，生産緑地法第10条の規定に基づき，柏市へ生産緑地の買取を申出するための，農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は，●●の●●筆の合計●●●m<sup>2</sup>です。

申請理由は，農業経営に欠くことのできない主たる従事者が故障し，当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査を実施し，審査したところ，第1調査会としては，承認相当と判断しました。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので，2番を承認いたします。

議案第 3 号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」その 1～その 3  
を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** ご苦労さまでした。

議案第 4 号その 1 につきましては、●●●●が農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、議長を飯野職代と代わります。

それでは退席いたします。よろしく願います。

(●●●●●が退席)

**飯野職代** それでは、議案第 4 号その 1 の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課願います。

**農政課** それでは、ご説明させていただきます。

計画番号第 1 番から第 5 番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、船戸に所在する農地所有適格法人で●●●の●●筆、●●筆、合計面積●●●●●m<sup>2</sup>を新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経

営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。  
以上です。

**飯野職代** ご苦労さまでした。  
議案の説明がございました。  
その1について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**飯野職代** 「なし」という声がございましたので、その1を承認いたします。  
議案第4号その1を採決いたします。  
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**飯野職代** 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
●●●●●の除斥を解除いたします。  
ここで議長を交代します。  
(●●●●●が着席)

**議長** それでは議案第4号その2の審議に入ります。  
議案第4号その2につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

**議長** それでは、議案第4号その2の審議に入ります。  
議案説明を農政課に求めます。  
農政課お願いいたします。

**農政課** それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第6番から第7番は、手賀に在住の農業者が●●●の●●筆、●●の●●筆、●●●●の●●筆、合計面積●●●、●●●㎡に新規で賃貸借権または使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

その2について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

**成嶋委員** 成嶋です。

計画番号7番目に使用貸借とありますよね。これは何で使用貸借なんでしょうか。

**農政課** この筆は、所有者との話し合いで、土地の管理を任される形なので使用貸借権の設定になったと思います。

**成嶋委員** 持主が松戸市の方で、耕作に来るのも大変だから管理してもらおうということですかね。

**農政課** そうですね。土地の管理をお願いするので、お金は取らないということだと思います。

**成嶋委員** はい、分かりました。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、その2を承認いたします。

議案第4号その2を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

**議長** それでは、議案第4号その3の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

**農政課** それでは、ご説明させていただきます。

農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、計画番号第8番は、大室に在住の農業者が●●●の●●筆、面積●●●㎡に新規で使用賃借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第9番から第28番は、大室に在住の農業者が●●●の●●●筆、●●筆、合計面積●●●，●●●㎡に新規で賃借権または使用賃借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第29番から第64番は、大室に在住の農業者が●●●の●●●筆、合計面積●●●，●●●㎡に新規で賃借権または使用賃借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第65番から第78番は、大室に在住の農業者が●●●の●●●筆、●●筆、合計面積●●●，●●●㎡に新規で賃借権または使用賃借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第79番は、布施に在住の農業者が●●●の●●筆、合計面積●，●●●㎡に新規で使用賃借権を設定するもので、設定期間は

●●年です。

計画番号第80番から第89番は、大室に在住の農業者が●●●の●●●筆，合計面積●●●，●●●m<sup>2</sup>に新規で賃貸借権または使用貸借権を設定するもので，設定期間は●●年です。

計画番号第90番は，大室に在住の農業者が●●●の●●筆，面積●，●●●m<sup>2</sup>に新規で使用貸借権を設定するもので，設定期間は●●年です。

計画番号第91番は，大室に在住の農業者が●●●の●●筆，面積●，●●●m<sup>2</sup>に新規で使用貸借権を設定するもので，設定期間は●●年です。

計画番号第92番は，大室に在住の農業者が●●●の●●筆，合計面積●，●●●m<sup>2</sup>に新規で賃貸借権を設定するもので，設定期間は●●年です。

計画番号第93番は，大室に在住の農業者が●●●の●●筆，面積●，●●●m<sup>2</sup>に新規で使用貸借権を設定するもので，設定期間は●●年です。

計画番号第94番は，大室に在住の農業者が●●●の●●筆，面積●，●●●m<sup>2</sup>に新規で使用貸借権を設定するもので，設定期間は●●年です。

計画番号第95番から第97番は，大室に在住の農業者が●●●の●●筆，合計面積●●●●m<sup>2</sup>に新規で賃貸借権を設定するもので，設定期間は●●年です。

計画番号第98番は，大室に在住の農業者が●●●の●●筆，面積●，●●●m<sup>2</sup>に新規で使用貸借権を設定するもので，設定期間は●●年です。

計画番号第99番から第101番は，大室に在住の農業者が●●●の●●筆，合計面積●，●●●m<sup>2</sup>に新規で賃貸借権または使用貸借権を設定するもので，設定期間は●●年です。

計画番号第102番は，大室に在住の農業者が●●●の●●筆，面積●，●●●m<sup>2</sup>に新規で使用貸借権を設定するもので，設定期間は●●年です。

計画番号第103番は，大室に在住の農業者が●●●の●●筆，面積●●●m<sup>2</sup>に新規で使用貸借権を設定するもので，設定期間は●●年

です。

計画番号第104番は、大室に在住の農業者が●●●の●●筆、面積●，●●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第105番は、大室に在住の農業者が●●●の●●筆、面積●，●●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第106番は、大室に在住の農業者が●●●の●●筆、合計面積●●●，●●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第107番は、大室に在住の農業者が●●●の●●筆、合計面積●，●●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第108番は、大室に在住の農業者が●●●の●●筆、面積●，●●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第109番は、大室に在住の農業者が●●●の●●筆、面積●，●●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第110番は、大室に在住の農業者が●●●の●●筆、面積●，●●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第111番は、大室に在住の農業者が●●●の●●筆、合計面積●，●●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第112番から第114番は、大室に在住の農業者が●●●の●●筆、合計面積●，●●●㎡に新規で貸借権または使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第115番は、正連寺に在住の農業者が●●●の●●筆、合計面積●，●●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第116番は、大室に在住の農業者が●●●の●●筆、合計面積●，●●●㎡に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間

は●●年です。

計画番号第117番は、大室に在住の農業者が●●●の●●筆、面積●, ●●●m<sup>2</sup>に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第118番は、大室に在住の農業者が●●●の●●筆、合計面積●, ●●●m<sup>2</sup>に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第119番から第120番は、花野井に在住の農業者が●●●の●●筆、合計面積●, ●●●m<sup>2</sup>に新規で貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第121番は、正連寺に在住の農業者が●●●の●●筆、面積●, ●●●m<sup>2</sup>に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第122番は、流山市に在住の農業者が●●●の●●筆、合計面積●, ●●●m<sup>2</sup>に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

続きまして利用権設定の案件です。

計画番号第123番は、大青田に在住の農業者が●●●の●●筆、面積●, ●●●m<sup>2</sup>に継続して貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第124番から126番は、布瀬に在住の農業者が●●●●の●●筆, ●●●●●の●●筆, ●●●の●●筆, ●●●●●の●●筆, 合計面積●●●, ●●●m<sup>2</sup>に新規で貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

計画番号第127番から第129番は、金山に在住の農業者が●●●の●●筆, ●●●●の●●筆, ●●●の●●筆, 合計面積●, ●●●m<sup>2</sup>に新規で使用貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第130番から第132番は、印西市に所在する農地所有適格法人が●●●●の●●筆, ●●●●●の●●筆, 合計面積●, ●●●m<sup>2</sup>に新規で貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

計画番号第133番から第138番は、若白毛に在住の農業者が●●●●の●●●筆, 合計面積●●●, ●●●m<sup>2</sup>に新規で貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。  
以上です。

**議長** ご苦労さまでした。議案の説明がございました。  
その3について何か質問はございませんか。  
はい、どうぞ。

**村越委員** 村越です。

新利根地区の方は、中間管理機構が多いようですが、何か理由があるんですか。

**議長** 農政課、お願いします。

**農政課** 大室エリアの集積関係で、耕作者の方々が集まって大室地区の農地を集積していきましようということで声を掛け合った結果、今回まとまって中間管理事業を設定したものです。

**村越委員** まとまって集積すると何かメリットがあるんですか。

**農政課** そうですね、これぐらいの規模になりますと、面積に応じて、地域集積協力金や、経営転換協力金という補助金が交付対象になります。

**村越委員** そういうものがあるんですね。  
わかりました。

**議長** はい、どうぞ。

**成嶋委員** この大室地区で集積やったときに、何割ぐらいの集積率だったんですか。

**農政課** 今回は大室地区で83%でした。

**成嶋委員** 83%というのかなりの補助金はありますよね。

**農政課** そうですね、83%ですと補助金の単価も大分上がりまして、1反当たり2万8,000円の単価になるので、今回のおおよその計算では、地域集積協力金で1,400万円ほどになるかと思います。

また、今回使用貸借権となっているところが、ほとんどの土地を農地中間管理機構に預けるということで、書類をご提出いただいていますので、その土地を耕作できなくなったときには、中間管理機構に預けることによって、新しい耕作者の方を探していただけたり、そのようなメリットもあります。

**成嶋委員** これは11月11日の研修会の中でも話していたことだよね。講演があって、中間管理機構がどうだとか。こうだとか。

**農政課** うちでは研修会の内容まではちょっとわかりません。

**議長** そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がありましたので、その3を承認いたします。

議案第4号その3を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

**議長** 次の議案に入ります。

議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

**議長** それでは審議に入ります。

1番から2番につきましては、関連がありますので、一括して調査結果の報告を事務局に求めます。

事務局。

**事務局** 事務局で10月31日に現地調査を行いましたので報告します。

申請人は柏市豊四季在住の農家の方で、農業の経営の実態は●人で従事して、耕作面積は約●●●aです。

申請地は●●●の●●筆●●●㎡となっております。

なお、申請人は当該申請地において●●を栽培しており、今後も●●を経年続けていく予定とのことでした。

また申請人は農協に出荷しており、引き続き農業に従事するということでした。

以上です。

**議長** 調査結果の報告がございました。

1番から2番について、何か質問はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**議長** 「なし」という声がございましたので、1番から2番を承認いたします。

議案第5号を採決いたします。

本件を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

**議長** 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

**議長** いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思いません。

次回の予定を申し上げます。

12月22日木曜日、12月23日金曜日が調査会で、22日は午前9時から、23日は午後1時からで、別館4階第5会議室でございます。

担当は、農地第2調査会です。

令和5年1月6日金曜日が総会で午後2時から、別館4階第5会議室でございます。

これをもちまして、第17回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時10分閉会)